

蠶絲業合理化の條件

馬場啓之助

蠶絲業合理化の問題は一本爲替レートの設定に伴つて眞剣に取上げられることになつたが、問題は既にそれ以前に生じていた。戦後生絲生産量は著しく縮減した。昭和五十九年平均を一〇〇%として昭和二十一年一四%、二十二年一九%、二十三年二一%に低落している。しかも生絲販路の縮少は、これより一層烈しかつた。戦後生絲は「見返物資」に指定され、一部輸出滞貨が内需用に放出される外は、殆んど輸出専用であつた。それにも拘らず、輸出货量は昭和五十九年平均を一〇〇%として昭和二十一年一七%、二十二年三%、二十三年一五%で驚くほど低い。生絲生産の著しい縮減に拘らず供給過剰の傾向を示している。これは明かに恐慌とよびうる状態である。物量的には恐慌の典型的條件がそなわつていた。

戦後、最近までは蠶絲恐慌の聲を耳にしたことはない。製絲家にして倒産した例をきかない。一本レート設定以前の状態は、そうであつた。恐慌の條件をそなえていながら恐慌として發現しなかつた。それは恐慌の發現を阻止していた條件があつたからである。その條件の第一は、爲替遮断によつて需要價格に關係なく供給價格が保證されていたことである。絲價は大きく分けて原料繭代と製絲加工販賣費との二つになる。前者は米價を基準としてバリエイ方式

により、また後者は原價計算によつて、夫々公定されていた。いずれも海外の需要價格に關係なく一應の採算がとれるように決定されていた。需要の減衰が價格面に反映しなかつた。條件の第二は、龐大な輸出滯貨を政府機關が財政負擔に支えられて背負つていたことである。製絲家は政府相手の取引において賣掛金回收の困難を訴えていたことはあるが、貸倒れの心配はなかつた。しかるに一本レート決定により絲價の統制もはずされ、取引に對する統制機構も大幅に撤廢されたので、これらの阻止條件も殆んど消滅し、恐慌が恐慌として發現する可能性が強くなつた。したがつて蠶絲業にとつては、新たに國內に販路が開拓されない限り、生産制限を行うべき必要がある。

しかも個々の經營の立場からいふならば、三六〇圓レートの設定に伴つて生絲生産費の切詰めを要求される。そしてそのためには、製絲經營においても養蠶經營においても生産能率の向上が必要となつてくる。生産能率の向上が、具體的にはいかなる形をとるか、後にふれることにするが、既にして能率の向上である以上、その結果は「低價格における供給の増加」を生むはずである。尋常の状態であるならば、「低價格」は需要を刺戟して「供給の増加」を吸収せしめるであらう。しかし現在のところ「低價格」は「三六〇圓レートで換算された海外需要價格で引合う」ていどのもので、積極的に海外に對する供給價格を引下げるものではない。従來、需要價格と供給價格との關係が遮斷されていたのが、一本レート設定によつて二つの價格が連続化されたために生じた新事態に對する事後的な調整策以上にはでない。したがつて價格面から積極的に海外需要を増大させる力はない。縮小生産下における供給過剰を打開することは期待できない。むしろ逆に供給過剰を増大するおそれなしとしない。かくて個別經營からみた生産能率向上の要求と産業全體からみた供給制限の必要とのあいだに深刻なアンチノミーが形作られる。現下における蠶絲業の動向を分析せんとするものは、かかる個別經營と産業經濟との要求の背反のうちに潜む難問を注視しなくてはならな

い。その難問の解決こそ、蠶絲業合理化の重要な前提条件の一つである。

二

従来、生絲輸出における個別レートは四二〇圓であつた。一本爲替レートが三六〇圓に決定したために、従前のときFOB圓建價格をもつてしては、輸出採算がとれなくなつた。國內的事情に基いてたてられた生絲公定價格は維持しえなくなつて、公定ははずされることになつた。FOBドル建價格は据え置かれることになつてゐるので、この價格をもつて採算價格を逆算しなくてはならない。三六〇圓レート換算における絲價構成の各費目について逆算價格を算出してみれば、D格生絲一俵當りの加工販賣費の採算點は三七、七二六圓であり、原料繭代は四、七三九掛である。^(註)この推計は次のようにしてなされた。

(イ) FOB圓建價格は一二一、三二八圓である。これはFOBドル建價格三三七ドルを三六〇圓レートで換算したものである。

(ロ) 生産者價格は一一六、四三七圓である。生産者價格よりFOB價格までに四・二%の輸出諸掛りがかかるものとみて前記FOB價格より生産者價格を逆算した。

(ハ) 製絲加工販賣費は生産者價格の三二・四%とみて、これを三七、七二六圓と推計した。この比率(三二・四%)は、原料繭代を五、六〇〇掛とした絲價(D格一俵當り公定)における加工販賣費の比率をそのまま用いた。

(ニ) なお、集繭手数料は生繭一貫目當り二六圓、生絲一俵當り二、八三五圓とみた。生絲一俵當り所要原料繭二一〇・三貫(絲歩^(註)一四・五%)として計算した結果である。

(ホ) 原料繭代は生産者價格より加工販賣費および集繭手數料を減じた殘餘にあたる。これは七五、八三五圓である。掛目に直して四、七三九掛である。

註一 原料繭代四、七三九掛とは生絲一貫つくるに必要な繭代が四、七三九圓であるということを意味する。掛目とは生絲一貫目の所要繭代何圓を何掛としてあらわすことをさす。

註二 絲歩とは原料繭からとれる生絲の割合をさす。絲歩一四・五%とは一貫目の繭から一四五匁の生絲がとれることを意味する。

従來、絲價はD格、繭價は三等格を基準として公定されていた。それは三等格の繭でD格の生絲がひけると考えたためである。しかるに最近繭質の向上により三等格の繭でA格の生絲が立派にひけることになつてゐる。しかも従來、絲格を高めるためには、製絲行程の操業度が落ちて、加工費は割高にいつたが、現在、操業度を左右するものは、絲格の良否ではなくて、原料繭の供給量の大小である。操業度は原料繭不足のために著しく低下してゐるので、多少絲格を上げても操業度は變化しない。すなわち原料繭不足にして續く限り、絲格によつて加工費が増減することは少い。右のような事情によつて、われわれは原料繭代をそのままにして、加工販賣費をA格基準で算定することとする。かくてA格生絲一俵當りF O B D 建價格三六六ドルより加工販賣費を逆算すれば四八、一一七圓となる。製絲經營の採算性の検討を、以下このA格の逆算加工販賣費を目安として行つてみよう。

A 格一俵當り加工販賣費四八、一一七圓で採算をとるためには、製絲企業をいかに合理化すればよいのか。製絲業における加工費を左右する最大の條件は、操業度のいかんにある。昭和二三年度物價廳推計の加工販賣費は、操業度を繰目（繰絲機一臺一日の繰絲量）二二〇匁を基準として定め、この想定の下においてD格一俵當り四四、三一一圓と公定してゐる。このD格の加工販賣費をわれわれの逆算加工販賣費推計と同じ方式でA格になおしてみれば、五一、

六六一圓になる。ただしこの加工販賣費においては、勞務費は二、八〇〇圓ベースで算出されている。しかるに昨年
末からこの賃銀ベースの五〇%方引上げ要求がでて、勞資間の交渉の結果、名目的にはこの要求が通つてゐる。賃銀
ベースの改訂を前記A格の加工販賣費に織込むならば、五九、〇九五圓となつて、逆算加工販賣費（四八、一一七圓）
より一〇、九七八圓高くなる。いいかえると三六〇圓レイト決定によつて從來の（賃金ベース改訂織込）公定加工販賣
費より一萬一千圓ほど切詰めた線で採算をとらなくてはならない。從來の公定加工販賣費が、製絲企業の現實の加工
販賣費をはたして正確に代表しているかいなか疑問がないわけではないが、この點については後にふれることにし
て、いかにしてこの從來の公定價格と較べて一萬一千圓方低い加工販賣費で採算がとれるかを検討してみよう。

加工販賣費切詰めの最大の條件は操業度の向上にある。戦前の状態においては繰目三〇〇匁ていどは容易に實現し
えたが、戦後においては、原料繭の不足のため繰目三〇〇匁の達成は困難である。そこで繰目二五〇匁を基準にして
加工販賣費の採算性を検討してみる。そのさい賃銀ベースの一舉五〇%方引上げを既定の事實とみないで、採算可能
の範囲内でベース改訂を織込むこととする。なお價格水準は昭和二四年一月のそれをとることとする。われわれの長
野・山梨兩縣下五つの製絲工場における加工販賣費の標本調査を基とした推計によれば、第一表（「逆算加工販賣費に
おける採算點」）に示すように、繰目二五〇匁で採算をとるためには、賃銀ベースの引上可能限度は三五・五%となる。

すなわち繰目二五〇匁、原料繭代四、七三九掛、賃銀ベース三、八〇〇圓ならば採算がとれることになる。假りに製絲
設備の整理が行われず、現有四七、一四五臺（二十條多條機換算）の繰絲機が右のような條件で繰業すれば二二〇、九九
二俵の生絲が製造される。昭和二三年一三萬俵ていどの製絲高で既に供給過剩の状態を呈していることでもあるか
ら、二二萬俵の生絲に對して充分な販路がありうるかいなか疑問がないわけではない。しかし輸出採算の可能なため

第一表 逆算加工販賣費における採算點

費 目	金 額	1ヶ月所要總額		1俵當り加工費	
		合 計	内 譯	合 計	内 譯
材 料 費		713,906	円	9,138	円
燃 料 費		670,547	円	8,583	円
勞 務 費		1,590,880	円	20,363	円
賃 給 費			680,490		8,710
賃 給 費			156,510		2,003
賃 給 費			82,775		1,060
賃 給 費			144,605		1,851
賃 給 費			200,000		2,560
賃 給 費			326,500		4,179
經 費		314,902	円	4,031	円
減 價 費		41,397	円	530	円
利 子 費		555,111	円	7,105	円
利 子 費			499,595		6,395
利 子 費			55,516		710
利 子 費		425,600	円	5,448	円
合 計		4,312,343	円	55,198	円
副 産 物 收 入		553,203	円	7,081	円
生 絲 逆 算 加 工 費		3,759,140	円	48,117	円

給與引上率 $\frac{326,556}{919,775} = 35.5\%$

工場規模多條機 200 臺据付 生絲月産 78.125俵

には、繰目二五〇匁は實現しなくてはならない。またたとえ内需用であつても、輸出建値が下ればその價格は下落するであろうから、内需用生絲も、右と同じ程度に操業度を上げて生産費を切詰めなくてはならない。採算をとる上からいえば、企業整理を前提としない限り、繰目二五〇匁の實現、したがつて二二萬俵でいどの生産が望ましいのであるから、生絲を輸出専用から内需向に一部は轉換しても、これだけの生絲を消化しうるような販路の開拓が必要である。繰目二五〇匁、製絲高二二萬俵を、新しい均衡目標としたい。

この目標に達するためには、何といつても、原料繭の供給を増加しなくてはならない。二二萬俵餘の生絲を製造するためには、二四、三七五、一九七匁の上繭が必要である。昭和二三年の上繭供出高は一五、一七九、〇三〇匁であつて、この必要高に對して六二・三%にすぎない。したがつて六〇・五%方上繭生産高を増加しなくては、この目標は實現できない。一本レート設定以後、繭價の値下りはさけ難いので、はたして産繭高が増加しう

るかいなか大きな問題である。この問題には後にふれることにして、この新しい均衡目標に達するまでの過程における合理化について考えてみよう。

昭和二三年の上繭供出高と製絲設備臺數とを比較してみれば、製絲の操業度はかなり大幅に下げてはならない。これを繰目になおせば、一五六匁にしかない。したがって繰目二〇〇匁を前提とした物價應推計の加工販賣費をもつて現實の加工販賣費を代表せしめない。繰目一五六匁では第二表「製絲加工販賣費の現状」が示すよう

第二表 製絲加工販賣費の現状
—繰目156匁における加工販賣費の推計—

費 目	金 額	1 俵當り加工費	
		合 計	内 譯
材 料 費		9,138	
燃 料 費		12,205	
勞 務 費		34,091	
賃 料 費		-	20,366
賃 料 費		-	4,353
賃 料 費		-	2,303
賃 料 費		-	2,966
賃 料 費		-	4,103
賃 料 費		-	-
賃 料 費		6,460	
賃 料 費		849	
賃 料 費		7,648	
賃 料 費		-	6,395
賃 料 費		-	1,253
賃 料 費		8,730	
合 計		79,121	
副 産 物 收 入		7,081	
生 絲 加 工 費		72,040	

設備臺數 200 臺 生絲月產 48.75 俵

に製絲加工販賣費は七二、〇四〇圓となる。物價應推計の加工販賣費（賃金ベース五〇%方引上繰込五九、〇九五圓）を賃銀ベース三、八〇〇圓に改訂すれば五六、九三九圓である。これは繰目二〇〇匁を前提とし二三年六月の價格水準によつてゐるので、繰目一五六匁のもとにおける二四年一月現在の加工販賣費七二、〇四〇圓よりかなり低い。しかし現状をもつては繰目一五六匁の方が現實に近いので、加工販賣費の現状としてはこの七

二、〇四〇圓をとる方が正しい。しかしこれでは逆算加工販賣費（四八、一七圓）とのあいだに二三、九三三圓の差ができる。現状のままでは生絲一俵について二萬四千圓ていどの赤字ができることになる。この赤字を、操業度を上げることなく、いわゆる企業努力によつて消することができ得るであろうか。企業努力として考えられることは、燃料費の

節約と副産物利用の高度化とが主なものである。企業努力の可能な限度について詳しい分析を加えている暇がないので、これを省略して、その結果だけを示せば、次のようになる。

(イ) 燃料費のうち割安なものは電力である。電力を多く使うほど燃料費が節約される。われわれの加工販賣費の推計においては、詳しい内容にはふれなかつたが、實は燃料使用總量のうち電力を六%使用することになつてゐる。假りにこの使用割合を二〇%に上げるならば、一、五六六圓節約できる。

(ロ) 副産物のうち重要なものは蛹の利用である。蛹の利用を高度化するためには蛹油の搾油率を高めることが大切である。手絞りでいどのものを機械絞りにして、その上、農林省が提案したように、蛹の油及び油粕の價格を三倍に引上げるとすれば、三、七五一圓の増收となる。

(ハ) さらに蛹油より洗劑（格別の石鹼）を製造し、その上、洗劑の價格が一個一五圓より二〇圓に引上げられるとすれば、六、二〇〇圓の増收となる。

(ニ) これらを合計すれば、一俵の加工販賣費を一一、五一七圓切詰めることができる。

「企業努力」によつて生産費を切詰めても赤字（二三、九三三圓）を全部消すことはできない。なお一二、四一六圓の赤字がのこる。この赤字を消すために、資金の廻轉が從來二六〇日であつたものを二〇〇日に縮め（これで一、七六三圓節約できる）、あるいは貸銀ベースを二、八〇〇圓ベースに釘付けする（これで七、〇八〇圓節約できる）とかしても、やはり赤字はのこる。すなわちあらゆる努力を傾けても二萬四千圓の赤字はとうてい消すことはできない。三、五七三圓でいどの赤字が結局のこる。製絲企業は倒産したくないとすれば、原料繭代に喰ひ込む他はない。三、五七三圓だけ原料繭代に喰ひ込むことになれば、繭價は四、七三九掛より四、五一七掛に下ることになる。

操業度を現状のままとすれば、製絲企業においてあらゆる企業努力を傾けたとしても、賃銀ベースは二、八〇〇圓ベース釘付け、繭價は四、五一七掛に低落することになる。しかもわれわれが擧げた企業努力の可能限度は、たとえ架空の數字ではないとしても、凡百の製絲企業のすべてがよくしうるところではない。また、蛹粕及び蛹油の價格三倍引上げという希望的觀測をそのまま取入れている點も、問題なしとしない。この希望的數字が實現しえないことになれば、賃銀ベースの二、八〇〇圓ベース以下への引上げはないとしても、繭價の切崩しに「努力」を集中することになるであらう。繭價引下げが成功しなければ、製絲企業は破産の他はない。だから繰目一五六匁では、新しい事態に對處しえない。そこで現實の條件を多少變つて、かりに繰目が二〇〇匁に上るとすればどうなるかを考えてみよう。

第三表 繰目200匁における加工販賣費の推計

費 目	金 額	1 俵當り加工費	
		合 計	内 譯
材 料	費	9,138	—
燃 料	費	10,079	—
勞 務	費	25,456	—
賃給賃法厚	銀料與費	—	14,754
經 減利	費	—	3,393
	利	—	1,795
	生	—	2,314
	費	—	3,200
	却	5,038	—
	子	662	—
	利	7,314	—
	子	—	6,395
	費	—	919
	計	6,810	—
合 計		64,497	—
副 産 物 收 入		7,081	—
生 絲 加 工 費		57,416	—

註 工場規模多條繰200匁据付
生絲月産62.5俵

繰目二〇〇匁とすれば、第三表（繰目二〇〇匁における加工販賣費）が示すように、加工販賣費は五七、四一六圓となる。（これは物價廳公定の加工販賣費を賃銀ベース三、八〇〇圓として改訂した五六、九三九圓よりやや高いが、この差は物價廳推計は昭和二三年六月、われわれの推計は昭和二四年一月の價格水準をとっていることに主として由來している。）これは逆算加工販賣費に較べると九、二九九圓だけ高い（したがってそれだけ赤字がでる）が、企業努力による節約可能額は前と同じ方法で推計すれば（利子

節約を含めないで）一一、四四四圓であるから、採算が全くとれないわけでもない。もつとも「企業努力」をぎりぎりの限度まで行うことは困難であることは卒直に認めなくてはならないが、繰目二〇〇匁ならば、採算は絶望ではない。そこで企業整理の結果にせよ、あるいは産繭高の増加によるにせよ、繰目二〇〇匁はぜひ實現しなくてはならない。もし企業整理をさけることとすれば、産繭高は二八％方増加しなくてはならない。産繭高の増加がこの目標に達しない限り、その目標との距離に應じて、企業整理がさけないことになる。産繭高は増加しうるであろうか。養蠶部門の事情はどうであろうか。

三

養蠶業において先ず注目されることは桑園能率の著しい低下である。かつて全國平均一五・六匁の反當收繭量があったものが、最近は一匁に落ちてゐる。したがつて反當收繭量の二・三〇％の向上は、一見、可能である。たとえ桑園面積が擴張されなくとも、製絲企業の整理を伴うことなく、繰目二〇〇匁を實現しうるていどに、産繭額を増加することは可能であるかにみえる。しかし事情は一見したほど單純ではない。桑園能率低下にはそれ相應の理由があり、その引上げにもいろいろな前提條件がみたされなくては實現不可能であろう。桑園能率低下の原因としては、第一に優良桑園の水田又は食糧畑への轉換、第二に補植改植の停止による桑園の老朽化、第三に残留桑園における間混作の導入、第四に施肥の不足あるいは皆無などの諸條件があげられる。更に統計上の反當收繭量を過少推計させる理由としては、第一に桑園面積の過大申告（食糧畑の桑園としての登録）、第二に産繭量の過少申告（繭のヤミ流し）などが考えられる。

昭和一八・一九年頃から食糧事情の著しい悪化に伴つて、優良桑園が水田又は食糧畑に轉換していつた。反當三〇貫ていどの收穫量をあげうる桑園が食糧作に轉換していつたのであるから、他の條件が等しくとも、戦前の反當收穫量のレベルを恢復することは困難である。しかもその轉換は食糧作が有利であるからといつた「合理的」な考慮に基づいて行われたものだけではない。比較的早く轉換していつたものは、「經濟計算」に基いていた場合が多いが、戦後食糧事情の最悪の時期に轉換していつたものには、合理的な計算の餘裕もなく、生存の必要にかられて行つたものが少くない。たとえば山梨縣のある村で繭なら四五貫とれるが麥では一石ていどしかとれないというような土地でも、戦後、桑園が急激に減少している例がある。しかし轉換は平坦部の優良桑園だけについて行われたのではない。山寄りの土地で、桑園としてもあまり優秀でないが、食糧作にも適しない耕地が、食糧畑におされて、食糧畑へ轉換していつた。だから單純に優良桑園だけが轉換していつたのだとはいえないが、優良桑園の喪失が桑園能率の低下の主要な原因の一つであることは否定しえない。ところで食糧事情のよほどの好轉がない限り桑園面積の増反は望めないから、たとえただちに戦前のレベルを恢復することは困難であつても、殘留桑園の能率をあげることが、製絲業の存續のために必要であるが、これは實現の可能性があるであらうか。

理論的には桑園能率の向上は不可能ではない。補植改植を行つて桑園を若返らせ、間混作を整理して肥效の向上につとめ、かつ施肥量を増加するならば、桑園能率は向上するはずである。しかしかかることが行われるためには、農家經營における養蠶經營の地位の向上が、その前提とならなくてはならない。關東・東山のかつての養蠶專業地帯においてさえ、今日、養蠶專業農家と稱しうるものは殆んどない。況んやその他の地區においては皆無に近い。養蠶經營が比較的多く残つているのは、中以上の農家經營においてであるが、その農家經營における地位は極めて低い。養

蠶が残っている理由としては、養蠶經營が有利であるとか將來有望であるとか經濟的積極的な事情は少く、自家用蠶が欲しいとか燃料が欲しいとか蠶室が残っているとか自給的消極的な事情が壓倒的に多い。これはわれわれが長野・山梨・群馬の諸縣で行つた實地調査によつて確められた事柄である。養蠶は農家の複合的經營の中心として合理的配慮に基いて「經濟的」に經營されているわけではけつてない。農家經營の中核をなすものは食糧作である。養蠶は食糧作に從屬した形で営まれている。したがつて養蠶經營の合理化だけを中心に考えるものは殆んどなく、食糧作を先ず考へて、餘裕があつたならば、養蠶に向ける傾向が多い。その結果、養蠶經營は「非合理的」な形になつてゐるが、農家の複合的經營と、その經營がおかれてゐる農業經濟の特殊な條件の下においては、この「非合理的」な養蠶經營が、全體からみれば、ある「合理性」をもつてゐるのだといえる。そこに「非合理的な合理性」とも稱すべき趣きがみられる。

この「非合理的な合理性」を打破して、養蠶經營を「合理化」するためには、食糧事情の急迫と食糧供出制度の不合理とが是正されなくてはならない。したがつて養蠶經營の合理化につては、たんに食糧との競合だけが問題ではなくて、食糧供出制度を中心とした「社會的」な事情を考慮しなくてはならない。桑園能率の向上に端的に作用するはずの肥料の増配にしても、桑園だけへの増配では足りない。農家への配給肥料の全般的増配の上に、桑園向け配給の増加が行われるのではなくて、殆んど效果がない。肥料の配給計畫において、養蠶に重點がおかれていても、受配農家の經營において養蠶が從屬的地位にあつたのでは、肥料増配も轉用されるおそれが多い。また、間混作の整理にしても、桑園にさえ食糧供出が割當てられる現状においては、いふべくして行われ難い。

製絲業における合理化については、産業としての要求（供給制限）と個別經營としての要求（操業度の向上）との間

に喰い違いはあつたが、その合理化は比較的明確な方向線を示していた。これに對して、養蠶業の合理化は農家經營全般の問題として考えなくてはならないので、その方向はかならずしも明確ではない。すなわち蠶絲業の全般に通ずる合理化の方向を統一的につかみだすことが困難である。製絲業の合理化の要求が、複合的な農家經營の壁にぶつかつてその貫徹が阻止されている。製絲と養蠶の連絡調整はたんに「經濟的合理性」の要求にしたがつていたのでは成し難い。そこではむしろ經濟外的な事情が重要視されなくてはならない。問題の處理は「經營學的」ないし「經濟學的」な方法によるよりむしろ「經濟社會學的」な方法の使用を必要とする。

製絲部門と養蠶部門の連絡結合方式を問題とするに當つて、われわれは若干の迂路を辿らうと思う。すなわちかつていかなる形において製絲と養蠶とが結合されて蠶絲業という産業を形成していたかを先ず明かにしてのち、戦時中および戦後において蠶絲業の産業的性格がいかに變化したかを分析することによつて、將來に對する對策の方向線を把握する手掛りとしたい。

四

養蠶業と製絲業の不均衡は、戦中戦後における蠶絲業の變化を通じて一層著しくなつたものであるが、戦前においてさえ蠶絲業は均整のとれた産業構成をもつていたわけではない。「蠶絲業法」(明治四四年三月制定)によれば「本法ニ於テ蠶絲業者ト稱スルハ養蠶、蠶種製造、生絲製造、眞綿製造、殺蛹乾繭又ハ蠶種、繭、生絲、屑物類ノ賣買、仲立若ハ保管ヲ業トスル者ヲ謂ウ」と規定されているように、蠶絲業には種々なる生産者と仲介業者が含まれている。先ず主なる生産者だけを拾つてみても、たとえば昭和八年において五、三四三の蠶種製造業、二、〇九二、一八七の養蠶

農家、五四、三八七の製絲工場（うち機械製絲工場三、二一八）がある。養蠶農家の数が歴的に多い。この二百萬餘の養蠶農家で約一億貫の產繭量をあげる。一戸當り約五〇貫である。專業の養蠶農家としては桑園四反二―三畝、家族勞力五人、一カ年の掃立卵量一六〇―一七〇グラム、收繭量九〇―一〇〇貫ていどなくてはならない。昭和九年掃立卵量一〇〇グラム以上の農家は養蠶農家の三〇％であつたから、一六〇―一七〇グラム以上の專業の養蠶農家は二〇％以下ではないかと思う。五萬餘の製絲工場の九四％は小規模な座繰工場である。機械製絲工場は三千餘しかない。このうち百釜以上のものは二五・二％（八一三工場）しかない。二百釜前後の標準規模のものは機械製絲工場の二〇％以下であろう。蠶絲業は養蠶部門においても製絲部門においても、零細規模のものが歴的に多かつた。この零細規模の生産部門の上に六四の間屋と二七の輸出商が君臨して、蠶絲業は典型的なピラミッドの構成を示していた。

生絲は代表的な「國際商品」であつた。その生産量の約七〇％（約五〇萬俵）は輸出されていた。したがつて蠶絲業の隆替は強く國際的條件の支配をうけるもので、國家の統制によつてつくり出された條件の上を動くものではない。蠶絲業のおかれてゐる基礎的條件は「自由經濟的」であつた。しかし蠶絲業はその産業構成の不均衡のために自由經濟に徹した合理的な構成をもつことができなかった。自由經濟に徹するためには市場價格の動きに應じて需給の調節が行われなくてはならない。生絲需要は價格の動きに對して敏感な弾力性を示すが、供給は殆んど調節力をかいてゐた。價格が低落しても供給は減少せず、しばしば逆に増加さえした。放任しておいては需給の調節がとれなかつたので、政府が介入して需給の調節を計る他はなかつた。第一次世界大戰中および戰後にかけての三次に亙る帝國蠶絲の買上げによる生絲の在荷整理であるとか「絲價安定融資補償法」（昭四）の發動による生絲の棚上げなどは、その著しい例である。しかもかかる政府の措置もアメリカにおける景氣の恢復をまつたための應急策以上にでない。アメリカに

おける景氣が容易に恢復しない場合には、政府の絲價安定策も效果に乏しいことは、昭和五年以降の蠶絲恐慌によつて例證される通りである。政府の調節も、流通面における措置以上にでない。生産制限そのものが行われないう限り、供給の調節力はありえないからである。蠶絲恐慌の深化につれて政府は昭和八年頃より桑園整理を計畫したが、桑園整理が大規模に行われたのは、戰時中、食糧危機が訪れてからのことである。

政府施策の成敗は別にして、蠶絲業がその需給の調節のためにしばしば政府の保護にたよるをえなかつたのは、その各部門をつなぐ合理的紐帶ができ上つていなかったためである。政府の保護は需給の調節が亂れた特殊な場合にだけ働いたものではない。むしろ常時、蠶絲業の産業としての統一を保持するために政府の干渉が必要であつた。輸出商品である生絲にとつては荷口の統一が必要である。そしてそのためには品質規格の統一がおこなわれなくてはならない。また蠶絲業においては蠶種製造業と養蠶農家との關係を除いては、何れにおいても、賣手の數より買手の數が少い。そこに「買手の市場」が成立つ。この「買手の市場」において力弱い賣手を保護するためには取引の公正と統一がなくてはならない。昭和六年蠶絲業の改良發達及び統制を計るために民間團體の設立を企てた「蠶絲業組合法」は、各組合の事業として品質規格の統一ないしは取引の公正あるいは統一をあげている。政府が蠶絲業に産業としての統一をつけるために統制を加えていることが明かに看取される。さらに取引の公正については、昭和一年政府は「產繭處理統制法」を制定して、產繭處理方法の限定と繭の第三者檢定制度の確立を企てている。

蠶絲業が國際的條件の影響を強くうける限り、統制一本に徹することはできない。また、その産業構成の脆弱さが續く限り、自由經濟一本に徹することもできない。そこに自由と保護との混入した不思議な產業的性格が形作られることになる。

五

太平洋戦争の勃發により生絲輸出は中國および南方地域を除いて杜絶した。戦後、昭和二一年三月生絲輸出は再開されたが、ごく最近までは、爲替遮斷が行われていたので、國際的條件の波及が阻止されていた。この期間は、蠶絲業の基本的な自由經濟的條件が働きを停止していたので、蠶絲業が全面的に統制を受けることになつた。但し戦時中と戦後とでは統制の目標は全く違ふ。前者は蠶絲業を縮小するための統制であり、後者はそれを復舊させるための統制である。爲替再開により再び國際的條件が働くことになるから、蠶絲業の全面的統制は解除される他はないが、戦前においてさえ、自由經濟一本に徹しえなかつた蠶絲業がはたして、今後自由經濟的な性格をもちうるかどうか。戦中戦後における蠶絲業の産業的性格の變貌のあとを簡単にみよう。

昭和五・九年を基準として製絲養蠶兩部門の變化を示せば第四表（製絲養蠶兩部門の推移）のごとくである。

戦時中の變化をみるに、全體としては、養蠶業の方が製絲業に較べて縮減が少い。昭和二〇年には機械製絲工場は基準年次の五%になつてゐるのに養蠶戸數は四七%で残存率が高い。繰絲設備臺數は八%であるに對して桑園面積は三二%である。しかしその經營規模からいへば全く逆である。残存した製絲工場規模は擴充してゐるが養蠶經營の方はその規模がいよいよ零細化していつた。製絲一工場當り設備臺數の指數は昭和二〇年には基準年次の一二二%であるが、養蠶農家一戸當り產繭量は半減（四九%）してゐる。製絲工場の設備臺數は多條機・普通機の區別を考えない單純な臺數だけの比較である。しかるに近年多條機の割合が次第に増加してきてゐる。（戦前普通機八〇%多條機二〇%であつたが、戦後は普通機二〇%多條機八〇%とその割合が逆になつてゐる。）したがつて戦時中殘留した製絲工場の内容は、

第四表 製絲養蠶兩部門の推移（昭和5～9＝100）

	昭16	昭17	昭18	昭19	昭20	昭21	昭22	昭23
養蠶戸数	75	69	62	54	47	44.9	39.1	39.4
桑園面積	74	62	54	45	32	26.4	26.6	27.2
産繭量	72	58	56	41	23	18.9	14.8	17.7
製絲工場数	32	16	12	6	5	8.0	9.0	9.0
設備臺数	59	26	18	11	8	14.0	18.0	19.0
製絲量	88	62	25	38	15	14.0	19.0	21.0
一戸當産繭量	95	83	90	77	49	42.1	37.8	45.2
一工場當設備臺数	185	156	150	185	172	175.0	210.0	210.0

蠶絲業合理化の條件

第五表 蠶絲業の復元率

（昭20＝100）

	昭21	昭22	昭23
製絲工場数	165	183	185
設備臺数	168	223	226
上繭生産量	81	60	77

右の指数が示す以上に充實したものと見てよい。これに反して養蠶農家の方は、規模が零細化してゆき、副業化していつて兩者の不均衡が著しくなつた。

戦後の復元過程をみるに製絲工場はその規模を増大しつつ全體としても實に復舊していつているのに、養蠶農家は桑園面積は微増したが産繭量は殆んど増加していない。農家經營規模の零細化に加えて桑園能率の低下が著しいことを知りうる。第五表（蠶絲業の復元率）が示すように製絲工場は（一・八倍に）復元し設備臺数は（二・二倍に）増加した。しかるに上繭生産量は八一%（昭二一）、六〇%（昭二三）と低落してゆき、

昭和二三年にやや持直したが、終戦時の七七%にすぎない。設備臺数が増加して原料繭の供給が減少しているのだから、操業度は低下せざるをえない。製絲經營にとつての合理化の目標は何より先ず原料繭の入手増にある。製絲企業の整理が大幅に行われな限り養蠶農家の收繭量の増加が製絲業、したがつてまた蠶絲業の合理化の成否を決する鍵である。問題はある意味において簡単にみえるが、その解決は容易でない。それは養蠶

經營が副業化しているために、食糧作との競合關係によつて自在に動くから、養蠶經營だけの合理化を考えても無駄であること既述の通りである。最近までのところ公定價格面においては繭は米に對して有利であつたが、農家にとつては、原價計算を行つた上で、繭が有利か不利かを決定するのではなく、反當粗收入を比較してその有利性を判定する。したがつて單價がたとえ有利であつても、反當收量が落ちてゐるために、繭の反當粗收入が他に較べて不利ならば、養蠶をすてて他作物に轉換する。その際、補植改植を行つて桑園を整備し肥料を増投して反收をあげるならば、何れが有利かと資本效率を正確に計算するわけではないから、他作物の將來に對して著しい不安でもない限り、養蠶に主力を注ぐようにはなるまい。しかも三六〇圓レートを決定以後は、繭は公定價格に關しても食糧に較べて不利になる。事態はいよいよ困難になる。製絲家はかかる養蠶農家に對して原料繭の増産を求めざるをえないのだから、事情は困難であるという他はない。しかし困難であるからといつて蠶絲業の將來を絶望視して能事おわれりとなすことは許されない。何らか好轉のきざしはないであらうか。

六

戰後、養蠶業の恢復は遅々として進まないといへ、昭和二二年を最悪の年として、二三年には多少なりとも立直りをみせている。この立直りの原因としては、繭價の五、六〇〇掛への上昇と食糧インフレの下向とがあげられるが、その主要なものは後者である。食糧インフレも峠をこし、農家經營にも轉換がきたという感じが、漠然とした形ではあるがかなり根強い。しかも一部には、外國市場における穀物價格の低落と爲替再開とを結びつけて農業恐慌が必至だという意見もある。しかし爲替再開によつて國際的條件に基いて恐慌が現實におこることは、ここ當分ありえな

い。したがつて性急な恐慌説には左袒しえないが、長期の見通しとしては食糧生産に對する先行不安はおおえない。しかも食糧價格の低落がおこつたさい、反當收量の増加によつてこれをカバーすることも困難だ。すでにその反當收量は戦前のレベルを恢復して、これ以上大幅な増加は望めないからである。繭價は爲替再開によつて五、六〇〇掛は維持しえないが、將來、繭價低落の不安はそれほど強くはない。その事情は次のごとくである。第二にアメリカにおいて小麥價格が次第に低落してゆくに反して、生絲價格はこれ以上に低落することはないであらう。第二に、現在輸出諸掛りは船腹不足と戦時保險料の負課のために戦前に較べて著しく高い。これは輸入に對しては一種の保護關稅の役割りを果しているが、輸出にとつては不利である。早晚、諸掛りの異常な高さは修正されるであらうから、輸入食糧はそれだけ安くなり國內食糧價格を壓迫する反面、生絲は高く賣れることになり、生絲の將來を明るくする。

第三、繭の生産條件は極度に惡化しているので、これを改良する餘地が多い。桑園を整備し肥料を増投するならば、反當收量はたとえ戦前のレベルまで恢復しえないとしても、ある程度向上しうる。反當收量の増大は單價の低落をカバーしうる。第四、反當收量の向上、したがつて原料繭の供給の増加は、繭價の引下げを生まないで、かえつてその好轉をもたらす可能性がある。その理由は次のごとくである。現在、生絲價格のうち製絲加工販賣費の占めている割合は戦前（昭二、一八％）より著しく高くなつて（昭三三年七—十二月三六・六％、昭四四年一—四月、三三・四％）。これは製絲工場が近代化したという條件と矛盾するようであるが、原料繭の不足による繰目の低下が禍ひして加工販賣費が高騰しているためである。繭の供給が増加して製絲加工販賣費が合理化されるならば、この割合は修正されるであらうから、絲價が下らない限り繭價は上がる可能性がある。

以上、養蠶の將來を明るくするいくつかの可能條件をあげた。これは所詮可能性であつて現實性ではない。これを現

實性たらしめるためには「誰か」が強い意思をもつて働きかけねばならない。その「誰か」は政府か、養蠶家か、製絲家か、そのいずれかでなくてはならない。

爲替遮断の下において比較的統制しやすい條件の下にあつても、政府は養蠶業の復元に成功したとはいえない。いわんや、爲替再開後、國際的條件が波及するようになってからは、政府の統制によつて養蠶業を復興することは困難である。政府は主役ではなくてワキ役に廻る他はない。食糧供出制度の改善、養蠶農家に對する勞務加配米の確保、肥料の増配、蠶種の改善、補植改植に對する助成、稚蠶共同飼育所設置助成など、養蠶業に對する一般的條件で、政府の手で改善しうるものを改善するに留めて、養蠶業の復舊は直接利害ある人々の手に委ねべきであらう。

養蠶家はどうか。養蠶家が零細化し副業化したことが蠶絲業の合理化を阻む大きな條件であつた。規模の零細化は協同組合の活用によつて是正することができるかもしれないが、個々の農家が副業化しては組合の運営にも積極性をかくおそれがある。したがつて養蠶の副業的地位をそのままにしておいて、萬事を協同組合の積極的活動に託することはできない。むしろ製絲工場と協同組合とが原料の供給に關して一種の團體協約を結ぶことがよいのではない。その結果は地盤制の維持に落着くことになるかもしれないが、ただ一つ重大な相違がある。地盤制に於ては製絲家がいろいろと助成を加えて地盤内の產繭量を増大しても、もしその量が割當量をこえている場合には、超過分は他に移出しなくてはならない。この制度を改めて増産せしめただけ自己の原料繭入手増となるようにしたい。

これは昔日の特約取引のように製絲家の養蠶支配を確立することになつて弊害少しとしないとの非難が加えられるかもしれない。しかし第一に蠶種および肥料の國家管理が続いており、第二に原料繭不足下にあつて養蠶家の方が強氣である點において、特約取引とことなる。むしろ逆に、かかる制度の下において、はたして現状以上に養蠶の生産

條件を高めうるかいなか疑問なしとしないが、製絲家にとつては、原料繭の入手を二割八分方増加することが企業の採算にとつて至上の命令であるから、從來以上に、地盤内の産繭量増加に努めることによつて、ここに何らかの活路がひらかれるであろう。ただし現在の製絲家がすべて企業採算をとりうるわけではなからう。一部没落していく製絲家もあるであろう。

製絲家と養蠶農家とが、供繭制度の枠をはなれて直接交渉することになれば、經濟的合理性に徹した取引が行われることになつて、養蠶の副業的地位についても反省がなされるであろう。そこに養蠶農家のあいだにも分化が行われ、副業的なものは後退し、兼業的なものがあらわれてくるであろう。たとえ食糧作を副業に追いやるほど養蠶が專業化することはないとしても、食糧作と並んで合理的に經營される兼業とはなりうるであろう。そして協同組合も合理的兼業的なものが中核となることによつて強化され、製絲家との取引においてひけをとらなくなるであろう。生絲が「國際商品」であることを否定しえない以上、非合理的な副業的經營をもつてしては、國際的貿易機構の構成員として伸びてゆくことはできない。合理化しえないものは競争にやぶれてゆく他はない。かくいえばとて、製絲部門における合理化に對應しうるほど、養蠶經營が合理化されてゆくとは思えない。従つて製絲部門と養蠶部門の連絡調整が、戦前以上に合理化された形になるとも考えられないから、品質規格の統一ないし取引の公正について、政府は戦前のような助成と指導は行うべきであらう。しかし養蠶經營を現在のままの形で固定するような統制はさげねばならない。ある程度の經營の消長と分化とは阻止すべきではないであらう。(昭和二四・七・三一)(研究員)

〔附記〕 本稿は近刊豫定の「蠶絲業の研究」の要旨の第一な紹介である。詳しくは同書を参照されたい。